別表七の三付表一　記載要領

この表は、通算法人が令第131条の８第５項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第123条の９第１項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七の三付表一　特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定資産の譲渡等による損失の額（別表七の三「17」）	1	円	特定資産譲渡等損失額（(1)－(2)）	3	円	
特定資産の譲渡等による利益の額（別表七の三「18」）	2					

特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算

時価純資産超過額がある場合	時価純資産超過額（(12)－(13)）	4	円	簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額（(13)－(12)）	6	円
					前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額（前期以前の適用期間の（別表七の三「19」））	7	
	特定資産譲渡等損失額からの控除額（(3)）	5			特定資産譲渡等損失限度額（(6)－(7)）	8	
					特定資産譲渡等損失額からの控除額（((3)又は（別表七の三付表二「6」））－(8)（マイナスの場合は０））	9	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額等の明細

支配関係発生日	10	・　・	(11)の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額（24の①）－（35の①）	12	円
支配関係事業年度の前事業年度	11	・　・ ・　・	(11)の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における簿価純資産価額（24の②）－（35の②）	13	

資産				負債			
名称等		時価 ①	帳簿価額 ②	名称等		時価 ①	帳簿価額 ②
	14	円	円		25	円	円
	15				26		
	16				27		
	17				28		
	18				29		
	19				30		
	20				31		
	21				32		
	22				33		
	23				34		
計	24			計	35		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）